

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：相生市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	77.0%
全職員	74.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	100.0%
本庁課長相当職	96.9%
本庁課長補佐相当職	86.5%
本庁係長相当職	103.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	99.5%
31～35年	114.4%
26～30年	89.9%
21～25年	88.0%
16～20年	96.8%
11～15年	83.9%
6～10年	92.3%
1～5年	92.1%

【説明欄】

【職員数について】

職員数は、常勤職員がフルタイムで勤務した場合を1人とし、週当たりの勤務時間に応じて人数を換算している。(例:20時間→0.5人 30時間→0.75人)

【全職員について】

相対的に正規職員と比較して給与水準の低い会計年度任用職員では、男性と女性の比率が約 1:3 と女性が大幅に多いこと、また男性の会計年度任用職員の割合は全体の約15%であるのに対し、全女性では約40%となっていることから、女性の給与の割合が低くなっていると考えられる。

【勤続年数について】

指導主事の勤続年数については、前職を含んだ勤続年数として算出している。

※勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している